公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	AGUS SALIM
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	ANDRI　WIJATMIKO
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	VU　QUANG　TRUNG
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	KARISA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	NGUYEN　THI　THUY　KIEU
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	SABAL　TIMOTHY　SABALLA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	CINDY　LUSIANA　DEWI
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	SUDARNO　SUPARTA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TARNO
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TRAN　VAN　TUYEN
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TRAN　THI　THU　HA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TRAN　THI　LINH
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	DOAN　THI　MINH　NU
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	NURLALIH
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	HERU　VERDIAN　SAGITA　PUTRA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	HENDRO
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	MUHAMAD　BUSTOMY　AL　PAYED
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	MUHAMAD　YASIN　ALFADANI
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	RAHMAT　HIDAYAT
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	RAIHANDY　FIRDAUS
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	前澤　徹
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	半田　瑠伊
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	蛭田　康暉
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	松本　翔太
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	萩原　蓮
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	永藤　邦治
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	廻谷　幸廣
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	中村　尚功
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	中嶋　崇人
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	岩本　新大
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	湯澤　啓次
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	柘植　勝則
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	平野　充孝
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	NGO　THI　MAI　THU
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	SOUL　VANNETH
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	村上　陽祐
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TOUN　NOB
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	KUN　SREY　NEANG
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	KEO　KIMVA
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	NGUYEN　TUAN　ANH
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	VORN　SREYNOU
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	VU　VAN　HIEN
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公　示　送　達　書

上税第３０４号
令和８年１１月２０日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	TRUONG　HUU　DAT
送達する書類	督促状　１通
	令和８年度町民税・県民税・森林環境税第３期

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。